北海道旭川自家用新聞

発行所
（一社）旭川地方自家用自動車協会
編集兼発行人　山田　優
旭川市春光町十番地
電話（〇一六六）五一―一二二一
定価　一部　三〇円（会員の方は会費に含まれています）

自動車登録手続き適正に！
～引越したらクルマも手続き～
【自動車登録等適正化推進協議会】

引越しで多くの人は住民票の異動手続きは直ぐに行っているが、自動車に係る変更手続きについては必ずしも遵守されていない状況にある。

道路運送車両法では、自動車の所有者の住所や所有者の名義が変わるなど、自動車検査証（車検証）の記載事項について変更があった時は、その事由が生じた日から十五日以内に手続きを行うよう定めていることから、国土交通省と自動車関連十三団体で構成する自動車登録等適正化推進協議会では、総務省、警察庁の協力を得て、『クルマの住所変更をした時「変更手続」・名義変更した時「移転手続」はお済みですか？』と、適正化推進運動を展開している。

自動車の登録制度は、第三者への対抗要件である「所有権の公証」といった民事的役割、自動車の使用実態の把握、環境保全、安全性の確保といった自動車行政目的の他に、税務、警察などの各種行政の制度的インフラとなっており、実際の登録内容と実態が合致しなければならない重要なもの。

自動車の保有台数が八〇〇〇万台を超える現在、引越し等で住所を変更した場合の「変更登録」、名義が変わった場合の「移転登録」の手続きが必ずしも適切に行われていないケースが目立っており、こうした傾向が増えることは、正確な権利関係、使用の実態等が反映されないだけではなく、関係する様々な分野に大きな影響を与えることとなる。

特にこの時期は、転勤や就職による引越し時期を迎えることから、自動車登録等適正化推進協議会では、「クルマの手続き忘れずに！」としたリーフレットを都道府県、市区町村、警察の窓口等へ重点的に配布し、『自動車の所有者が変わったとき「移転登録」が必要！』『引越ししたとき「変更登録」が必要！』と、適正な手続きを行うよう訴求している。

なお、このリーフレットには、これらの手続きを行わないでいると「リコール案内（車の欠陥に関する重要な通知）、税金や保険のお知らせが届かない」ことや、「これらのお知らせが前の所有者に届けられ、トラブルの原因になる」「盗難や事故のときに所有者や使用者の確認が遅れる」などといった支障が生じる恐れや、場合によっては罰金刑に処される場合があることを紹介。

また、自動車登録手続きと税の納付・車庫証明の取得をオンラインで一括して行うことを可能とした「自動車保有関係手続きのワンストップサービス（ＯＳＳ）」や個人が引越しの際、マイナンバーカードを用いて、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する「引越しＯＳＳ制度」も併せて紹介し、変更・移転の手続き等、自動車登録の適正化の推進を図っている。

本年1月4日より
軽自動車も電子車検証へ
【国土交通省】

国土交通省は、本年一月四日から軽自動車の自動車検査証（車検証）を電子化し、交付を開始した。

昨年一月に先行して導入した登録車と小型二輪車に続くもので、軽自動車でも継続検査（車検）手続きを簡略化することが可能となった。

電子車検証は登録車と同様、従来の紙の車検証（Ａ４サイズ）から、Ａ６サイズ相当の厚紙にＩＣタグを貼付したコンパクト化されたものとなっており、券面には変更登録などによる記録事項の変更を伴わない基礎的情報（自動車を特定する諸元情報）のみを記載し、書換えが発生する現行の情報（車検証の有効期間の満了する日、所有者の名称・住所、使用者の住所、使用の本拠の位置、一部備考欄情報等）は、ＩＣタグ内に格納している。

ＩＣタグ内に記録された有効期間などの情報を確認するためには、国交省が配信している「電子車検証閲覧アプリ」をインストールしたパソコンやスマートフォンで情報内容を確認する仕組みとなっている。

同省では、近年、自動車ユーザーや自動車関係事業者の更なる利便向上のため、自動車の検査・登録手続きのデジタル化に取り組んでおり、昨年一月、登録車の電子車検証の開始に合わせ、継続検査に係る電子車検証への記録等に関する事務及び電子車検証の変更記録に関する事務を運輸支局長が一定の要件を備える者に委託する制度を創設し、電子車検証の交付を受けた後の手続きにおいて、運輸支局等への出頭を不要とする運用を開始している。

今般、軽自動車も電子車検証の交付が開始されたことで、同省から「特定記録等事務代行制度」の委託を受けた整備事業者は、現在利用中の「記録事務代行アプリ」を利用して軽自動車の電子車検証の書き換えや、検査標章（車検ステッカー）の印刷が可能となり、軽自動車検査協会事務所への出頭が不要となった。

ストップ・ザ・交通事故
～めざせ　安全で安心な北海道～

令和６年　春の全国交通安全運動

実施期間　4月6日(土)～4月15日(月)

重点目標

○新入学（新学期）を迎えるこどもや活動期に入る自転車利用者の事故防止を図るため左記の活動等を推進する。
・こどもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
・自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

4月10日は『交通事故死ゼロを目指す日』

TOYOTA Rent a Car

TOYOTA SHARE
24時間レンタカー無人貸出サービス
■取扱い車種　ルーミー・ヤリス・ヴィッツ・プリウス・シエンタ／禁煙車

■ステーション（13店舗）

稚内空港店	旭川駅前店	富良野店
深川駅前店	大雪通り店	トマム店
旭川空港前店	旭川末広店(ドコモショップ店内)	旭川環状線通東光店(ドコモショップ店)
稚内店・稚内空港店	深川駅前店	士別駅前店

詳しくはWebサイトへ
https://mobility.toyota.jp/r-toyotashare/

アプリのダウンロードはこちら
iPhoneはこちら App Store からダウンロード
Androidはこちら Google Play で手に入れよう

トヨタレンタカー
まずはアプリのダウンロードを

全国どこからでも トヨタレンタカー予約センター フリーコール 0800-7000-111 無料
24時間いつでも ホームページトヨタレンタ楽ティブ www.toyota.co.jp/rent/
手軽で、便利! 携帯からのアクセスはこちら! https://rent.toyota.co.jp ※機種によりご利用できない場合があります。

株式会社トヨタレンタリース旭川　〈本社〉旭川市物流団地1条1丁目1番27号

■旭川店 Tel.(0166)57-0100	■大雪通り店 Tel.(0166)34-0100	■深川店 Tel.(0164)23-0100	■稚内空港店 Tel.(0162)29-3100
■旭川空港店 Tel.(0166)83-3701	■富良野店 Tel.(0167)23-2100	■利尻店 Tel.(0163)89-2300	■留萌店 Tel.(0164)43-0100
■旭川駅前店 Tel.(0166)23-0100	■士別店 Tel.(0165)23-2100	■礼文店 Tel.(0163)86-1117	■トマム店 Tel.(0167)58-1001
■忠和店 Tel.(0166)61-0100	■名寄店 Tel.(01654)3-0100	■稚内店 Tel.(0162)22-0100	

旭川
第390号

旭川地方自家用自動車協会は交通安全運動を推進します

第十三回 定時総会を開催

一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会

一般社団法人旭川地方自家用自動車協会は、令和六年二月二十七日午後三時からアートホテル旭川に於いて、第十三回定時総会を開催しました。

第十三回定時総会は、冒頭、吉田会長の挨拶のあと、来賓を代表し、北海道運輸局旭川運輸支局頼本英一支局長より「交通安全推進事業を最重点として交通安全の啓発活動等に取り組み、交通事故の抑止に努められております事や、自動車ユーザーの利便性の向上を図るため、自動車の点検・登録に係る業務など、多岐に渡り貢献されておられる事業に対し、改めて感謝を申し上げるとともに敬意を表します」。また、北海道警察旭川方面本部岡部修司交通課長より「平素より交通事故防止全般に渡り、多大なるご尽力・ご協力を頂いていること、また、警察活動全般に渡り、ご支援・ご協力を頂いておりますことに感謝を申し上げます」との挨拶がありました。

このあと議案の審議に入り、「令和五年度に係る事業・会計書類等の報告」「令和六年度会費の額並びに徴収方法に関する件」「役員報酬の限度額に関する件」さらに、「令和六年度事業計画並びに収支予算書に関する報告」「任期満了に伴う役員改選に関する件」が行われ、いずれも原案通り承認・可決されました。

令和五年度の主な事業概況及び令和六年度事業計画並びに予算額は、次の通りです。

令和五年度事業概況

第十三回定時総会にあたり、会員の皆様には、日頃より協会の事業運営に対しまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、二〇二〇年から世界中に様々な影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症が収束に向かう中、日本国内では五月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが二類相当から季節性インフルエンザと同様の五類感染症へと移行し、コロナ禍で中止となっていた各種イベントが再開されたことで、人々の動きが徐々に活発化し、私たちの日常生活や経済活動はコロナ禍前の状態が戻ってきました。また、国内の経済はウィズコロナの生活様式が浸透するなか、政府による水際対策の緩和や円安の追い風などから、インバウンド消費も回復しており、景気は緩やかな持ち直しの動きが継続しています。一方、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中国経済の停滞など、厳しい国際情勢のもとで多くの資源や原材料などの価格が高騰し、日本国内では昨年から続く物価高に翻弄される状況が続いています。

自動車においては、半導体・部品供給不足の解消に伴い、国内自動車メーカーの生産活動が回復したことから、昨年の国内新車販売台数は、前年より五七万七五九九台多い四七七万八八六一台で前年実績を一二・七％上回りました。このうち登録自動車は、三〇三万四一六七台で前年実績を一八・四％上回り六年振りに増加。軽自動車は、前年より一〇万六六一六台多い一七四万四六九四台で前年実績を六・五％上回り、五年振りに増加となりました。

また、自動車の保有車両数は、全国で約八二九八万台となり、前年より約二万二千台、率にして約〇・〇三％増加となりました。当旭川運輸支局管内では、総車両数が四八万七八三九台で前年より一一〇五台増加。登録自動車は前年より四九八台減少し六年連続で減少となる一方、軽自動車は一三五〇台増加し、三年連続の増加となりました。

経済活動や日常生活において必要不可欠となっている自動車は、その一方で交通事故という社会問題を引き起こしています。昨年の交通事故による死者数は、全国で二六七八人と前年より六八人増加しました。道内においては、前年より一六人多い一三一人と四年ぶりに増加に転じており、大変残念でなりません。

協会では、悲惨な交通事故を一件でも減らすべく、交通安全推進事業を最重点として取り組み、新入学児童を交通事故から守る活動では、交通安全啓発資材を寄贈したのをはじめ、優良運転者の表彰や交通安全旗・啓発資材・交通安全啓発オリジナルカレンダーなどの作成配付、街頭啓発活動、交通安全広報活動などを行い交通事故の抑止に努めました。加えて、道警旭川方面本部とは、薄暮時間帯の歩行者事故・自転車利用者事故等の防止活動について連携を図り、夜光反射材などの啓発資材を寄贈し、旭川方面本部並びに管内十一警察署において、交通安全運動に係る街頭啓発等で活用いただきました。

このような取り組みも一助となり、旭川方面管内の交通事故状況は、死者数は一七人と前年より六人減らすことができましたが、発生件数は前年比四六件増の七二五件、負傷者数は前年比五一人増の八六一人と、いずれも前年を上回り、大変厳しい結果となりました。

新年度においても、一般社団法人旭川地方自家用自動車協会は、自動車ユーザーの視点に立ったサービス、交通事故の抑止等交通安全運動の促進、安全で安心なクルマ社会を目指し、関係官庁・関係団体等と連携を図り鋭意努力して参ります。

引き続き皆様のご支援ご協力を切にお願い申し上げます。

一、会員の消長

一般社団法人である協会は、組織の充実強化を図る上で、会員の消長が最も重要な課題です。令和五年度の会員状況は、正会員一一九名、賛助会員二四〇九名、合計で前年度より五五名減少の二五二八名でした。

会員の移動状況は、正会員では継続が一一九名、入会が〇名、退会が一名、未継続が一名。一方、賛助会員では継続が二三三六名、入会等が一二九名、退会が七七名、未継続が九〇名でした。

協会では、会員サービスの充実・業務処理体制の整備・実施事業活動の確実なる遂行にて自動車ユーザーの利便向上を図り、更なる会員獲得に努めて参ります。

二、交通安全及び日常・定期点検整備推進事業

(1)交通安全の推進

協会では、北海道運輸局旭川運輸支局、北海道警察旭川方面本部及び関係機関・団体と連携を図り、積極的に交通事故の抑止、交通安全活動に取り組みました。

協会が取り組んだ活動では、新入学児童を交通事故から守ることを目的として、旭川市へホイッスル付反射学童黄傘一五〇〇本を、留萌市へ交通安全教室用資材（ＤＶＤ六巻）、富良野市へ交通安全教室で使用する歩行者用信号機一組とクマの着ぐるみ一着をそれぞれ寄贈し、交通安全啓発を図りました。

一方、北海道警察旭川方面本部とは、薄暮時間帯の歩行者事故・自転車利用者事故などの防止活動について連携を図り、昨年の旭川方面管内における人身交通事故の状況は、死者数が一七人と前年より減らすことができましたが、発生件数は七二件、傷者数は八六一人と、いずれも前年を上回る大変厳しい結果となりました。

新年度においても新入学児童の交通事故防止対策活動、優良運転者の表彰など交通安全推進事業、交通事故の抑止活動、交通安全運動の推進など積極的に取り組んで参ります。

(2)日常点検、定期点検整備の推進

協会では、日常点検・定期点検整備の必要性、点検要領等を機関紙である北海道旭川自家用新聞やホームページに掲載し、自動車ユーザーの保守管理意識の向上を図りました。

また、整備管理者の選任・変更・廃止に関わる届出書類の取り扱いを行う一方、ホームページで同制度の概要、選任要件、選任前研修の日程等を掲載し、周知に努めました。

(3)連絡機関紙の発行及びホームページでの啓発

協会の連絡機関紙として発行している「北海道旭川自家用新聞」は、自

サポート・ユア・カーライフ
JAF
一般社団法人 日本自動車連盟 旭川支部

車・バイクの故障、トラブルなどロードサービスに関するお問合せ
JAF ロードサービス救援コール 24時間・年中無休
［全国共通］ナビダイヤル 0570-00-8139
通話料有料（固定電話3分/9.35円、携帯電話20秒/11円）。IP電話等からはご利用になれません。携帯電話の無料通信分対象外。
または 短縮ダイヤル ＃8139（シャープ ハ イ サン キュウ）
通話料有料。固定電話［ダイヤル回線］およびIP電話等からはご利用になれません。
各種お手続き、会員優待などロードサービス以外のお問合せ
JAF 総合案内サービスセンター
9:00～17:30 年末年始休業
［全国共通］ナビダイヤル 0570-00-2811
通話料有料（固定電話3分/9.35円、携帯電話20秒/11円）。IP電話等からはご利用になれません。携帯電話の無料通信分対象外。
通話定額プランをご利用の方は ☎048-840-0036
※電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願い申し上げます。
入会申込はお近くの自動車販売店または支部窓口へ

「しんらい」と「あんしん」をお届けします。
北自共の総合自動車共済・自賠責共済
全道に安心のサービスセンター
1事故1担当者制
1つの事故に対して1人の専任担当者が担当
充実のロードサービス
24時間365日対応・等級に影響なし
安心の事故対応力
事故解決の専門家が素早く対応

あんしん・ゆとり・たすけあい　みなさまのカーライフをサポートします!!
北海道自動車共済協同組合
旭川支部　旭川市春光町10番地
☎0166-53-8186
電話の受付時間　平日 9:00～17:15
FAX:0166-53-2320
https://www.hokujikyo.jp

動車を使用する上で必要な運輸関係示達事項並びに交通関係法規則の改正等、自動車に係る最新情報を会員や自動車ユーザーに提供することにより、自家用自動車を正しく安全に使用していただくことを目的に発行しています。

令和五年度の発行回数は四回で、総発行部数は一万三〇〇〇部、延べ一万〇四二三通を会員に送付し、協会事務局においては自動車ユーザー等へ無料で配布しました。

三、自動車登録番号標の封印取付事業

(1)封印取付業務

協会では、北海道運輸局旭川運輸支局長より封印取付委託を受け、同管内における自動車登録番号標（ナンバープレート）への封印取付業務を行いました。

令和五年度の封印取付状況は、ナンバープレート交付に伴う車両への施封が一万三六三六両で前年比三五両の増加。また、破損等に伴う車両への再封印については九七一両で前年比三両の増加となりました。

なお、本年度は五月と十月に管内二十一箇所の封印取付分室に業務監査を実施し、二十分室で取付業務・管理業務が適正に実施されていることを確認した一方で、一分室は封印緘と書類の管理業務に不適切な処理を確認したことから旭川運輸支局へ報告し、現在、旭川運輸支局並びに北海道運輸局の指導の下、原因究明調査を実施しています。

また、同調査と並行し実施した協会内部調査では、協会組織の事務処理体制にも不適切な部分を確認し、当協会の業務管理体制に問題があったことを深く反省しております。

なお、協会では、旭川運輸支局並びに北海道運輸局技術安全部の指導を頂き業務改善を図りました。協会組織の業務管理体制と報告体制の強化、旭川運輸支局の監修のもと封印取付分室業務マニュアルの見直し・改訂、協会全職員を対象に封印業務に関する再教育を実施し、また、管内全ての封印取付分室に臨時監査を実施し、本事案に関する説明と改訂版業務マニュアルに基づいた適正な管理業務と、預託封印緘の厳重な管理・保管の確立、確実な報告体制について指導を徹底しました。この改善状況を改善報告書と改善顛末書に纏め、十二月二十八日付で旭川運輸支局と北海道運輸局技術安全部に提出しております。

この度は、このような事態を招き、関係官庁・関係機関の皆様を始め、会員の皆様、関係各位には多大なるご迷惑をお掛けいたしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

四、自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業

(1)自動車登録番号標の交付業務

協会では、国土交通大臣の指定を受けた自動車登録番号標（ナンバープレート）の交付代行者として、旭川運輸支局管内における登録自動車のナンバープレート交付に係る業務を行いました。

令和五年度のナンバープレートの総交付枚数は、対前年比で六九七八枚多い七万六四四八枚となりました。その中で昨年度より新たな図柄入りナンバープレートとして交付している「全国版図柄入りナンバープレート」と「大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート」については、全国版図柄一三五枚、大阪・関西万博図柄五〇枚を、それぞれ交付しました。

また、破壊措置を講じた使用済みナンバープレートの記念所蔵を希望する自動車所有者へは、交付代行者として法律で定められた適正な破壊処理を以って、一八二枚のナンバープレートを希望者へ返付しました。

(2)希望番号の予約受付業務

協会では、旭川運輸支局管内の登録自動車に係る希望ナンバー業務について、同予約センターを設置して予約受付等業務を行いました。

希望ナンバー制度は、自動車ユーザーの『こだわりの番号』をマイカーに付けることが可能な制度で、マイカー購入時等において現在広く利用され、令和五年度の希望ナンバー予約件数は、前年より一七四一件増加の一万八二五三件となりました。

なお、同年度における希望ナンバー予約（普及）率は四六・九％でした。

五、自動車の手続き、軽自動車税の申告等、自動車申請書類発行、印紙類の売捌き事業

(1)自動車手続きに関する業務

協会では、自動車重量税印紙や自動車検査登録印紙・自動車審査証紙などの売捌き窓口、また自賠責保険の取扱い窓口を設置するとともに、車庫証明申請書等の自動車登録申請に必要となる用紙類の頒布、登録自動車の検査（継続等）の受付、及び継続検査申請のカムイ総合行政事務所への取次ぎ業務等を正確かつ迅速に行い、ユーザーの利便性の向上と円滑なる運輸行政に協力しました。

令和五年度の登録自動車の検査確認に係るカムイ総合行政事務所への取次ぎ件数は、持込検査が三万三五〇六台（前年比八三六台減）、指定検査が一〇万六七五九台（前年比一四五七台減）となり、合わせて前年を二二九三台上回る一四万〇二六五台となりました。

また、自動車の諸手続きについては、登録自動車並びに軽自動車の名義変更などの書類作成・代行等を希望される方には行政書士事務所への取次ぎを行うなど適正な処理を行う一方で、諸手続きに伴い発生する税申告及び徴収業務については協会職員が自販連へ取次ぎを行い、ユーザー利便の向上に努めました。

(2)軽自動車税の申告等に関する業務

協会では、ユーザーの利便性向上と円滑な地方自治・税務行政に協力するため、軽自動車申告事務処理協議会（上川町村会）と委託契約を締結し、旭川運輸支局管内における小型二輪自動車の軽自動車税申告書提出に係る窓口業務を行い二六九枚の申告書を受けました。また、当協会職員を軽自動車申告事務処理協議会の指定職員として登録し、管内市町村税務担当者に代わり小型二輪自動車の異動状況等の調査・報告を行い、税務行政の付託に応えました。

(3)自動車申請書類の発行業務

協会では、登録管理ネットワーク株式会社並びに株式会社ＪＣＭの二社から委託を受け、延べ十四社の信販会社各社の書類（委任状・印鑑証明書・譲渡証明書等）を預かり、信販会社からの手続に係わる案内書面等に基づき、必要書類の代理発行業務を行いユーザーの利便性の向上を図りました。

令和五年度の書類発行件数は、登録管理ネットワーク株式会社に係わる信販会社分が四〇八五件、また株式会社ＪＣＭに係わる信販会社分が八九五件で、合計四九八〇件を発行。前年比で一一八・九％、七九二件の増加となりました。

(4)自動車に係る印紙・証紙等の売捌き業務

自動車の新規登録や継続検査・構造変更等の申請手続きには、所定の重量税印紙や自動車検査登録印紙・自動車審査証紙を貼付し納付する必要があります。協会では、これらの印紙や証紙の売捌き業務を正確かつ迅速に行い、利用者への利便の向上と円滑な自動車行政に協力しました。

自動車重量税印紙の売捌き額は、一七億三四二八万一六〇〇円で前年比四・三％の減少となりました。

六、自動車保険代理所等事業

(1)自動車保険代理所業務

協会では、新規登録及び継続検査（車検）などの手続きにおいて必要となる自賠責保険（共済）の契約対応を協会窓口で取り扱うとともに、損保会社の任意保険にあたる北海道自動車共済協同組合の自動車共済では、新規契約並びに継続契約手続き等を、専任担当者が的確な説明対応にて顧客ニーズに合わせた最適な共済商品の提案・提供を行い、顧客満足度の向上と信頼の獲得に努めました。

また、交通事故に関わる無料相談業務では、専門的な知識を有する職員が自動車ユーザーそれぞれの相談に適切なアドバイスを行い、相談者等への支援に努めました。

(2)北海道自動車共済協同組合旭川支部に関わる業務

協会では、北海道自動車共済協同組合旭川支部として、旭川管轄の代理所の取りまとめを行い、各代理所に対して、管理指導並びに支援業務を行いました。

自動車共済商品の販売活動としては、北自共独自の制度である「福祉施設割引」を管内の各福祉法人へダイレクトメールを展開する一方で、「北海道安全運転管理者協会（道安管）」と締結している集団扱い契約についても、傘下の会員企業に対して積極的な勧誘活動を展開し、新規契約獲得に向けて拡販に努めました。

七、優良運転者表彰事業

(1)優良運転者表彰

協会は、会員及び会員事業所の運転業務従事者の運転マナーの向上と交通安全思想の普及増進を図り、悲惨な交通事故を一件でも減らすことを目的として、本年度も優良運転者表彰事業を実施しました。

運転経歴五年以上から六〇年以上までの表彰区分十二段階に分け厳正なる審査選考を行い、推薦のあった一四三名全員を表彰しました。

八、その他の事業等

(1)関係官庁、各関係団体並びに会員との連絡協調に関する業務

協会は、会員並びに自動車ユーザーの利便増進と公共の福祉向上を図るため、関係官庁及び関係諸団体等との連携を図り、諸活動等を積極的に参加協力しました。

交通安全活動においては、新入学児童を交通事故から守るため啓発グッズの寄贈を行い、道警旭川方面本部には、歩行者・自転車利用者の交通事故抑止活動を推進するため、啓発資材を寄贈し支援しました。また、運輸支局及び整備振興会と連携した自動車点検整備推進運動やＪＲ北海道と連携した踏切事故防止キャンペーンに参画したほか、飲酒運転撲滅やデイライト運動などの啓発も年間を通し積極的に推進して参りました。

更に、自家用自動車に係る税制面では、公平な税負担と自動車ユーザーの負担軽減について、政府等関係機関に上部団体を通じ要望書を提出しました。また、小型二輪自動車（自動二輪）の軽自動車税に係るところでは、軽自動車申告事務処理協議会（上川町村会）より委託を受け、税申告書の提出窓口事務と同課税に係る調査事務を行い税務行政にも寄与しました。

(2)個人情報の保護に関する取組み

協会は、個人情報の保護の重要性を十分に認識し適切に保護・管理するため、すべての役職員に同保護に関する法令並びに基本方針の遵守徹底を図りました。

会員の皆様の個人情報は、入会申込書に個人情報の取扱い等を明示してご理解頂いています。個人情報の管理保管は、サーバ一元管理システムで行い、各端末にはデータ保存をすることができない物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を講じ、皆様が安心できる体制づくりに努めました。

一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会

令和六年度事業計画並びに予算

一、交通安全及び日常・定期点検整備推進事業
二、自動車登録番号標の封印取付事業
三、自動車登録番号標の交付及び希望番号の予約受付事業
四、自動車の手続き、軽自動車税の申告等、自動車申請書類発行、印紙類の売捌き事業
五、自動車保険代理所等事業
六、優良運転者表彰事業
七、その他の事業

・関係官庁、各関係団体並びに会員との連絡協調に関する業務
・事業目的達成に必要なその他の業務
・個人情報の保護に関する取組み

事業予算総額　三〇一，七七七，〇〇〇円

一般社団法人 旭川地方自家用自動車協会

令和六年度会費の額並びに徴収方法

会　費（年度始めに徴収）

○正会員
入会金（入会時のみ）　五〇〇〇円
年会費　三〇〇〇円

○賛助会員
年会費　二〇〇〇円

※正会員とは一般法人（団体）の代表者、正会員から推薦された者、その他個人等で当協会の所定の申込書と入会金、年会費を納入した者であり総会での議決権を有する。

※賛助会員とは正会員以外の者であり、当協会の所定の申込書と年会費を納入した者をいう。

尚、会費納入には次の預金口座又は振替貯金口座を御利用願います。

◇普通預金口座　北海道銀行旭川支店　番号　一二九三四五八
◇振替貯金口座　小樽預金事務センター　小樽　〇二八七〇―七―一六八

令和5年交通事故死者
8年振りに増加
前年を六十八人上回る

警察庁のまとめによる、令和五年中の交通事故による死者数は、警察庁が保有する昭和二十三年以降の統計で最少となった前年の二六一〇人を六八人上回る二六七八人となり、八年振りに増加に転じました。

また、人口十万人当たりの死者数も、前年を〇・〇六人上回る二・一四人となり、八年振りに増加しました。

都道府県別の死者数では、大阪府（一四八人）が最多となり、次いで愛知県（一四五人）、東京都（一三六人）、北海道（一三一人）、千葉県（一二七人）が続いています。

近年、交通事故死者数全体に占める高齢者（六十五歳以上）の比率が増加傾向にあるなか、令和五年中の高齢者の死者数は、前年より六人（〇・四％）減少の一四七一人となり交通事故死者数全体に占める高齢者の構成率も前年を一・七％下回る五四・七％となっていますが、構成率は平成二十四年以降、十二年連続で五割を超える状況が続いています。

また、令和五年中のその他の交通事故状況では、交通事故発生件数は三〇万七九一一件（前年比七〇七二件増）、傷者数は三六万五〇二七人（前年比八四二六人増）となり、発生件数及び傷者数は共に平成十六年以来、十九年振りに増加しました。

令和五年は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が二類相当から五類へ移行したことから、社会活動が活発化し道路交通量が増加したことが背景にあると同庁は見ています。

なお、北海道内の交通事故状況では、交通事故の発生件数は九〇八二件（前年比六二五件増）、傷者数は一万〇六〇一人（前年比八一六人増）と、いずれも増加しました。

このうち傷者数は、令和三年、令和四年に続いて三年連続で増加し、一万人を超える数値は、令和元年以来となりました。

また、交通事故による死者数も一三一人（前年比一六人増）と、前年を上回り、都道府県別の順位では、東京都（一三六人）に次ぐワースト四位となりましたが、北海道の交通事故統計が残る昭和二十二年以降最少となった令和四年（一一五人）、三年（一二〇人）に次いで三番目に少ない記録となっています。

交通事故死者数（一三一人中）の年齢層別では、六十五歳以上の高齢者の死者数が前年比五人減の五八人（四四・三％／六十五歳～六十九歳が五人、七十歳～七十四歳が十四人、七十五歳以上が三十九人）で最も多く、このうち歩行中が二九人（五〇・〇％）、自動車乗車中が二二人（三七・九％／運転席一七人・助手席二人後部席三人）、自転車乗車中が四人（六・九％）、二輪乗車中が三人（五・二％）となっており、なかでも高齢者が歩行中の死者数は前年比二人増の二九人となっています。

このように道内における交通事故では、高齢者が犠牲となる交通事故が多い状況が続いており、高齢者の特性に応じたきめ細やかな交通事故防止対策が急務なところです。

また、飲酒運転を伴う悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない状況で、昨年、道内で飲酒運転により発生した人身事故は、八六件（前年比一四件増）発生し、六人（前年比二人増）が死亡しています。死者六人の事故類型は、車両単独による死者が五人、正面衝突が一人となっています。

なお、交通事故死者数（一三一人）のうち、自動車乗車中の死者は六三人となっていますが、シートベルト非着用者は二一人（三三・三％）で、このうち一五人は、シートベルトを着用していれば助かった可能性がありました。

自転車はクルマのなかま
ルールを守り安全に利用しましょう

自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代が利用する便利な乗り物ですが、自転車利用中に事故に遭った人で、自転車側にも交差点での安全不確認、一時停止違反や信号無視などの交通ルールを無視した運転による事故が多い状況です。

自転車は、道路交通法で「軽車両」に位置付けられており、「車のなかま」です。このため道路を運行するときは、「車」として交通ルールを遵守しなければ厳しい処罰が与えられる場合があります。

車の運転者も歩行者も、自転車の基本的なルールを知って、お互いに安全を心掛けましょう。

自転車利用安全五則

①車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別がある道路では、車道を通行することが原則です。車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左端に寄って通行してください。また、歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識があるとき、十三歳未満の子供や七十歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているときは、歩道を通行することができますが、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げるような場合は、一時停止しなければなりません。

②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車は、道路を通行するとき、信号機等に従わなければなりません。

また、一時停止標識のある場所、踏切などでは、必ず止まって左右の安全確認をしましょう。

③夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

④飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。自動車の場合と同じく酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。また、酒気を帯びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行う恐れがある者に酒類を提供してはいけません。

⑤ヘルメットを着用

自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。児童や幼児の保護者は、児童等が自転車を運転するときや児童等を自転車に乗車させるときは、児童等に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。また、幼児を幼児用シートに乗せるときも、幼児用ヘルメットの着用をお願いします。

【注目】

昨年四月の改正道路交通法の施行により、自転車を運転する場合は、年齢に関係なく全ての利用者が乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならなくなりました。

頭部を守るためにも乗車用ヘルメットをかぶって自転車に乗りましょう。

車に関わる全ての皆様にお願いです
車のタイヤ点検してみませんか？

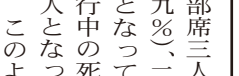

国交省

近年、タイヤ脱落事故が増加傾向にあることから、国土交通省では、タイヤ脱落事故に関する取り組みを進めています。

タイヤ脱落事故の約六三％は「冬用・夏用タイヤの交換後」に発生しており、同省では、国民へタイヤ脱落事故の危険性を認識していただくため、同省のＷｅｂサイトで、「事故後に後悔しないためにも、適切な脱着作業や増し締めを実施してください。タイヤ脱着後や運転前にタイヤの確認作業をしてみませんか？」と、タイヤ点検を呼び掛けています。

役員改選のお知らせ

任期満了に伴う役員改選を行い、新役員を選出しました。

また、その後に開催した第一回理事会において、会長・副会長・専務理事などの互選を行い次の通り決議しました。（敬称略）

▽会　長　吉田　裕（再任）
▽副会長　金谷　和文（再任）
▽副会長　植平　有治（再任）
▽専務理事　山田　優（新任）
▽理　事（再任）
山上　茂人・久手　明久　斉木　勲・中居　詳往　南　一也・清水　一男　小林　一男・真田　哲雄　栗林　慎治・松永　孝道　河端　正敏・西本　伸顯　伊藤　博元・水留　泰敏　稲葉　徹・西川　弘二　渡邊　智・山本　直久　齋藤　隆・佐藤　浩光　原田　裕敏・尾関　哲也
▽監　事（再任）
笠松　昭伸・渋田　純夫　遠藤　穣

愛車に 好きなナンバー つけてみませんか？

希望できるナンバーの区分

①４桁以下のアラビア数字の部分のみが自由に選べるようになります。
②特に人気が高いと考えられる右記の13通りのナンバーについてはコンピューターによる抽選になります。（月～金曜日受付分を原則として翌週月曜日抽選）
③一般希望ナンバーについては、ナンバーがなくならない限り申込みに応じて払出します。

旭川599 さ41-78

４桁以下のアラビア数字選べるのはここです！

抽選対象希望番号

1	7	8	88
333	555	777	888
1111	3333	5555	7777
8888			

※事業用及びレンタカーを除く

インターネットからも予約できます。
アドレス https://www.kibou-number.jp/
詳しくは「旭川自家用」と入力して検索して下さい。
旭川自家用　検索

予約問い合わせは
《希望ナンバー予約センター》まで
(一社)旭川地方自家用自動車協会
TEL(0166)51－1221